第8章　労働日

　「労働日」は、『資本論』第3篇の「絶対的剰余価値の生産」の章をなしています。マルクスは第7章の最後に労働日を「必要労働と剰余労働の合計、すなわち労働者が彼の労働力の補填価値を生産する時間と剰余価値を生産する時間との合計は、彼の労働時間の絶対的な大きさ－労働日（working　day）を形成する。」（②p.397、剰余価値率）と定義しています。肝は労働日の1日は、「必要労働」プラス「剰余労働」の合計であるというとらえ方です。　下図はryo作成の「賃金の本質」の模式化です。

|  |
| --- |
| 一労働日12時間（6シリング） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6時間（必要労働） | 6時間（剰余労働） |
| 労働力の価値（3シリング） | 剰余価値（3シリング） |

（「労働力の日々の生産のためには、半労働日が必要であると仮定する。これが労働力の日価値を形成する。半日分の社会的平均労働が3シリングの金量で表されるとすれば3シリングは労働力の日価値に相当する。」②p.301）

第1節　労働日の諸限界

（1）労働力は、ある一定の生活水準のもとで労働者を再生産するのにかかる労働時間と等価です。これは実際には諸商品の費用、文化水準、階級闘争の状態によって絶えず変化しています。

労働者は、労働過程で価値をつけ加えますが、剰余価値が生ずるのは、労働者が自分の労働力と等価の価値を再生産するのに要した時間、すなわち6時間を超えて労働するからです。必要労働部分は、与えられた一つの大きさですが、それだけでは労働日の大きさは決まりません。労働日の大きさはは剰余価値によるのです。

‘②）労働者が実際に働く時間は労働日の長さによります。労働日の長さは、賃金の場合と違って、「不変量ではなく可変量」（②p.399）です。全体の大きさは、剰余労働の長さ（または継続）と肉体的および社会的な限界の中で変動します。最小限は、労働力の価値を生産するのに必要な6時間、つまり必要労働時間です。以下は、②p.309です。

労働日Ⅰ　a ―――― b ― ｃ

労働日Ⅱ　a ―――― b ―― ｃ

労働日Ⅲ　a ―――― b ――――ｃ

a ―――― b の長さが 6時間

労働日Ⅰは1時間超えている→ 7時間

労働日Ⅱは3時間超えている→ 9時間

労働日Ⅲは6時間超えている→12時間

 b ― c の長さが剰余価値（剰余価値率だけでは労働日の大きさはわかりません。）

労働日Ⅰ　1／6　剰余価値率16％

労働日Ⅱ　3／6　同50％

労働日Ⅲ　6／6 同100％

（3）マルクスは生身の人間を登場させ、労働日の長さの限界を考察します。労働日の最少減は規定することはできません。すなわち剰余価値をゼロ（b-c）にすれば労働者には自己を維持するための部分が残りますが、資本主義的生産様式もとでは、必要労働はつねに彼の労働日の一部分になるだけですから、最小限まで短縮されることありえません。

他方、労働日には一つの最大限があり、二重に規定されます。第1は、労働力の肉体的な制限[[1]](#footnote-1)です。第2は、社会慣習的な諸制限[[2]](#footnote-2)です。そして「この二つの制限はきわめて弾力的に富むものであって、変動の余地はきわめて大きい。」（②p.400）としています。

（4）マルクスは資本家と労働者とのあいだの「二律背反」（②p.405）をめぐり、架空の「やり取り」を展開します。

資本家は労働力を「その日価値で買い」、「労働者を1日のあいだ自分のために労働させる権利を手に入れ」ました。資本家の「魂は資本の魂」[[3]](#footnote-3)です。「ただ人格化された買い手」として、「自己を増殖し、剰余価値を創造し、できる限りの剰余労働を吸収しようとする本能」にあります。

「労働者が労働する時間は、資本家が、自分の買った労働力を消費する時間」（②p401）すなわち、資本家が労働日をできるだけ延長しようという主張です。

労働者は、機械と違って言い返します。自分たちが所持しているのは、労働力という商品である。自分たちの利益は、労働力の価値を将来の使用のために維持することであり、資本家には、労働生涯を短縮する権利はない。労働者は労働日をある正常な長さに制限しようとし、それは労働力の売り手としての自分の権利であると主張します。

資本家も労働者も商品交換法則にのっとっています。マルクスは、賃金制度の廃絶を主張しているわけではありません。資本家も労働者も市場交換の法則に、すなわち等価物と等価物の交換に同意しています。唯一の問題は、労働者が自己の使用価値をどれくらい資本家に譲り渡すかということに関わっています。

「一つの二律背反が生ずる。権利対権利である。同等な権利と権利とのあいだでは力がことを決する」（②p.405）からです。そして「資本主義生産の歴史においては、労働日の標準化は、労働者の諸制限をめぐる闘争－総資本化すなわち資本家階級と総労働者すなわち労働者階級とのあいだの一闘争－として現れ」ることになります。なお、マルクスが念頭においている「力」は、必ずしも物理的力を意味するわけではありません。政治的力の結集です

まとめ的な話－①

David Harvey[[4]](#footnote-4)はマルクスの立ち位置は、「時間に対する支配こそ、資本主義的生産様式における闘争の中心的ベクトルである」といいます。マルクスは「公平」な裁定はない。自分が支持する側に立って闘うことを求めているといいます。

歴史的には、労働日の長さ、週労働日数、年労働日数＝有給休暇、生涯労働日数=退職年齢をめぐる画期的で持続的な闘争があり、いまもなお続いています。権利論のレベルで提示されている重要問題の多くは「階級闘争の観点から再定式化されない限り、解決されない」といいます。

まとめ的な話－②

浜林正夫[[5]](#footnote-5)－いつの世の中にも剰余労働はあります。そうでなければ、遊んでいる支配階級を養っていくことはできないからです。「社会の一部のものが生産手段を独占しているところでは、どこにおいても、労働者は、自由であろうと自由でなかろうと、自分の自己維持のために必要な労働時間に余分な労働時間をつけ加えて、生産諸手段の所有者に生活諸手段を生産しなければならない」（②p.406）のです。

　なお、剰余労働は社会主義になっても拡大再生産のために必要です。マルクスは『ゴータ綱領批判』で社会的ファンド（基金）と書いています。

「資本が剰余労働を発見したのではない。」（②p.406）が、資本は無制限な欲望を広げ、とくに産業革命直後には女性や子どもを工場に大量に動員し、極度な労働日の延長により、その健康をそこない、早期死亡を増大する傾向を生じていました。これに対する労働者階級の長期にわたる陰然たる内乱や反抗、とくに1836年～48年のチャーチスト運動も重要な契機となって、イギリスはまず工場法が何度かにわたり、標準労働日を女性、子どもついて規定しました。1847年の工場法は、13－18歳少年とすべての女性の労働日を10時間に制限しました。第2節以下はマルクスの経緯と階級間の攻防の歴史の分析です。

第2節　剰余労働に対する渇望。工場主とボヤール

「ボヤール」（ロシアやルーマニアなどの領主）（②p.406）は物を売るために生産しているのではなく、使うために生産している－自給自足経済の場合－むちゃくちゃに絞る要求は出てかないが、資本主義的生産様式に支配されている世界市場に引き込まれると、無制限に搾取が行われていく。アメリカ南部の綿花の黒人労働→綿花はイギリスに送られ産業革命を担っていきます。

「奴隷制、農奴制などの野蛮な残酷さの上に、過度労働の文明化された残虐さが接木される」（②p.406）

ヨーロッパは基本的に夫役で成り立っていました。農民は畑をもち、自分の家の分の耕作を行い、さらに、領主の直営地でタダ働きをしていました。自分のところで働くのが必要労働、直営地で働くのが剰余労働でした。「ボヤールのために行う彼の剰余労働とは、空間的に分離されている。」（不役労働）（②p408）工場労働者は仮に2時間が必要労働、6時間は剰余労働といわれても、続けて働いているのでわかりません。

「共有地の盗人たちのための夫役労働に転化された」（②p.409ボヤールのレグルマン・オルガニア」）共有地はみんなで耕していたが、その共有地を横取りするのが出てきました。

「レグルマン・オルガニア（法律）の12夫役日は、1年に365日にる！」と。（②p.412）「　1日分はこれだけ」と決められ、その12日分ということ。1年中、タダ働きです。

「ドナウ諸侯国のレグルマン・オルガニアが剰余労働にたいする渇望の積極的表現であり、…イギリスの工場諸法は同じ渇望の消極的表現である。」（②p.412）

消極的という意味は、畑だって肥料を注ぎ込まないとやせて枯れてしまいます。労働者をむちゃくちやにこき使うと死んでしまうから、止むを得ず工場法で制限したという意味ですが、浜林正夫は「甘い」と言います。（『資本論』を読む、上）

工場法は1802年が最初。それから5回つくられたが、全然効力がなかった。

効力を持つ工場法は1833年、少しずつ改善されて44年法、47年法、そして50年法になりまし。

「現在（1867年）効力をもっている1850年の工場法は、…。」（②p.414）1850年法－ウィークデー平均10時間、週60時間。土曜日は朝6時～午後2時までの8時間。他の日は12時間労働。12時間×5日＋8時間から食事時間を差し引き、週60時間となります。

　なお、工場法は成年男子が除外されています。労働時間は労使の交渉にゆだねるという考え方です。

　工場監督官（1850年法で創設）抜き打ち検査を行うようになりあます。

（時間の「こそどろ」）朝6時15分前、夜6時15分後、朝食10分、昼食20分。計60分、5日間で300分になる。労働者は時計をもっていなかった。「おじいさんの時計」の柱時計だった。朝は時計を進め、夜は遅らせる。

第3節　搾取の法的制限のないイギリスの産業諸部門

イギリスの産業革命の中心となったのは綿織物であり、そこで工場制度ができた。

この節は、工場制度ができていなくて、家内工業的な部分の話です。

苦汗制度（スウェティングシステム）とは、日本で言えば、家庭の内職。さまざまな児童の長時間労働、衛生条件等が工場監督官の報告からとりあげられています。

過労死－脳卒中で死んだが、過度労働で速められたと医師が証言しています。

第4節　昼間労働と夜間労働。交代制

不変資本を遊ばせておくのは大きな損失である。機械を24時間働かせ続けるために労働者の交替制が出てくる圧延は製鉄工場。学校に行っていない子どもの労働に触れている。

「イギリス人は決して奴隷なんかになるものか！「ルール・ブルタニア」はイギリスは、世界を支配せよという歌。

第5節　標準労働日獲得のための闘争。14世紀中葉から17世紀末までの労働日延長のための強制法。

標準労働日は、労働者が早死にするからではなく、奴隷が値上がりするのであまり酷使しないようにするだけである。「資本はそれ自身の利害によって一つの標準労働日を指向させられているかのように見える。」（②p.465）

「外国の黒人飼育場からの供給によって奴隷が補充されるようになるや否や、奴隷の寿命は、その命が続いている間の生産性ほど重要な者はなくなるからである。」

　「外国の黒人飼育場」とはアメリカのことです。イギリスはスペインから1年間の4800人の黒人を捕まえる権利を譲りうけた。8世紀、アメリカにもっとも多くの黒人を運んだのはイギリスです。象牙海岸は黒人を捕まえるスペインの基地だった。

「〝名前を変えれば、これはみなお前のことを言っているのだぞ」（②p.466）使い捨ては黒人のことではない。〝労働者諸君〟お前のことを言っているのだ。

　むちゃくちゃに労働者をこき使えたのは、「絶えざる過剰人口」があるからでした。「一般に経験が資本家に示すものは、絶えず続く過剰人口、すなわち資本の当面の増殖欲に比較しての過剰人口である。」（②p.470）なお、過剰というのは資本が使いたいと思う数にたいして過剰ということです。

　労働日の制限など、資本家は考えません。「〝大洪水よ、わが亡きあとに来たれ！〟これがすべての資本家およびすべての資本家国家のスローガンである。」（2p.471）これは、ルイ15世の愛人の言葉でノアの箱舟伝説にちなみます。

　「標準労働日の確立は、資本家と労働者とのあいだの数世紀にわたる闘争の成果である。（②p.473）

14世紀から18世紀までは労働日を長くする法律でした。工場法は18世紀からです。

「最初の〝労働者規制法〟は…」（②p.475）1349年　1340年代、ペストが大流行て、働き手がいなくなった。食事・休憩がたくさん認められていた。1562年のエリザベス時代にも生きていた。資本主義になる前の方が労働時間は短かった

　「18紀の大部分のあいだ、大工業の時代にいたるまでは、資本はまだ、イギリスで、労働力の週価値を支払うことにより労働者の1週間をまるまる自分のものにすることには成功していなかった。」（②p.484）

「理想的な労役場」に閉じ込めるための特効薬を提案する。それが「恐怖の家」のことです。労働能力があれば、生活費を支給するために、強制的に仕事をさせる。それが12時間労働で工場よりも長時間労働だった。

第6節　標準労働日獲得のための闘争。法律による労働時間の強制的制限。1833年―1864年のイギリスの工場立法

　資本主義がはじまり、労働時間が無制限に延長されるようになります。「18世紀の最後の3分の１期に大工業が誕生して以来、雪崩のように強力で際限のない突進が生じた。慣行と自然、年齢と性、昼と夜のあらゆる制限が粉砕された」（②p.487）

　1802年から33年まで5つの労働法ができたが、それは死文にとどまっていた。

「近代産業にとって一つの標準労働日がようやく始まる。1833年から1864年までのイギリスの工場立法の歴史以上に、資本の精神を見事に特徴づけるものはない！」（②p.489）これは有名な法律でしたが、適用は繊維だけでした。1864年は『資本論』が書かれた時期です。この出来た法律から「いかに潜るか」が資本の精神だったのです。

　「朝5時半にはじまり、晩の8時半に終わるものとし、」（②p.489）の内容では、9歳未満の児童を雇ってはダメ。9歳から13歳までは1日9時間（浜林）夜間労働は禁止。9歳～13歳まで1日2時間、学校に通わせなければならない。なお、工場監督官という強制力を持った行政組織をつくったことが重要でした。

1844年法－女性の労働時間を子ども並みの12時間に制限。13歳未満を1日7時間に短くした。

紡績工のリレー制度。9時間までしか使えないが交代で使う。

10時間法－1847年。10時間にするなら賃金も下げろと資本家が要求する。

工場法の拡大－『資本論』の時代。19世紀の後半になって工場法の適用範囲がようやく広がってきました。

1. 標準労働日獲得のための闘争。イギリスの工場立法が他国におよぼした反作用

最初、機械を使った工場制度は繊維産業だけが例外的に進んだ。工場法は繊維産業だけに適用されたが、例外産業だったのである。工場法は次第に一般化していった。「イギリスの工場労働者たちは、単にイギリスの労働者階級ばかりでなく近代的労働者階級一般の戦士であったのであり、」（②p.527）

「第3の空想」とは協同組合のことです。

「フランスは、イギリスのうしろから足をひきづりながらのろのろついてくる。」（②p.528）

フランスは、イギリスが非常に長い時間かけてっていたことをフランス革命が一挙に進めたり、逆戻りを繰り返していたとする。

（アメリカは）「南北戦争の最初の成果は、機関車のような速さの7マイル長靴で、大西洋から太平洋まで、ニューイングランドカリフォルニアまで広がった8時間運動であった。」（②p.530）南北戦争が終わったら、8時間運動が始まった。ヘイマーケット事件など8時間運動はこの時期、アメリカで広がっていたのです。

　次の一節は、第一インターナショナルの決議です。「われわれは、労働日の制限が、それなしにはたのすべての〔改善と〕開放の試みが失敗に終わらざるをえない先決条件であると言明する。‥われわれは、労働日の法定の限度として8時間労働制を提案する。」（②p.530）

　マルクスは賃金闘争に、こんなに高い評価を与えていません。

（了）

1. 「人間は24時間からなる一自然日のあいだには、一定分量の生命力しか支出できない。」（②p.400） [↑](#footnote-ref-1)
2. 「労働者は、知的および社会的諸要求の充足のために時間を必要とする‥」（2p.400） [↑](#footnote-ref-2)
3. マルクスが扱っているのは、役割であって資本家個々の人間ではありません。 [↑](#footnote-ref-3)
4. ジョンズホプキンズ大学教授、〈資本論〉入門。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 『資本論』を読む、学習の友社 [↑](#footnote-ref-5)